



27 吉総第 444 号
平成 27 年 12 月 17 日

吉野川市監査委員 阿 部 徳 男 様
吉野川市監査委員 工 藤 俊 夫 様

吉野川市長 川 真 田 哲 哉



平成 27 年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について（通知）

平成 27 年 11 月 30 日付け吉監査第 35 号で提出のありました件について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成27年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署名	指摘事項	措置の内容
税務課	未収金の削減及び収納率向上に、引き続き努力する必要がある。	市税の未収金については、納期限20日経過後の督促状の送付、その後の催告書の送付、それでも納付されない方に対する差し押さえ処分の執行により、未収金の縮減を図って参りました。 しかしながら、現下の厳しい社会情勢の中にあつて、現実に納税が困難な方もおられますことから、納税相談において、個々の生活状況等を十分に聞き取りする中で、分割による納付方法の提示をする事はもとより、財産等の調査により、担税力が認められない場合につきましては、関係法令の規定により、滞納処分の執行停止を行うなど、適正に対応しているところでございます。 今後においても、更なる収入未済額の縮減に向けて、徳島滞納整理機構及び県との連携強化を図るとともに、地道に納税相談を行い、支払い方法を協議する一方で、引き続き資産調査を行い、担税力のある者に対しては法的措置をとるなどの方策を行っていきたいと考えております。
国保年金課	未収金の削減及び収納率向上に、引き続き努力する必要がある。	【国民健康保険税】 平成26年度は、前年度に比べ、更に収納率を改善することができました。 未収金対策としては、納め忘れを防ぐ観点から収納関連の封筒に口座振替の勧奨文を載せ、引き続き口座振替を推進していきます。また、督促状や催告書の送付、延滞金の徴収、国保喪失届の勧奨通知の送付、納税相談などにより、他保険加入後も国民健康保険に加入の滞納者の解消に努めると共に納税意識の向上を図っていくことで、早期滞納解消を目指していきます。なお、長期滞納者については、短期被保険者証等の発行により納税交渉の機会を確保すると共に給与照会や財産調査を適切に行い、資力がある場合においては財産の差し押さえにより厳しく対応し、市で対応困難な高額滞納者においては徳島滞納整理機構への移管を行い未収金の更なる減少に努めます。 平成28年度からは納税義務者の利便性を向上させる観点からコンビニ納付を導入をするということで、現在コンビニ納付の導入に向け納付書等の仕様変更等の作業を行っているところではありますが、コンビニにおいて24時間いつでも納付できる環境を整えることにより、仕事を理由に支払いに行く時間がないという滞納者に対する対策も行い易くなるという効果もあると思われます。 今後も、国民健康保険税の滞納は許さない強い意志を示しながら、法令を遵守し、上記未収金対策に取り組むことにより、収納率向上に努めてまいります。 【後期高齢者医療保険料】 後期高齢者医療保険料については、督促状・催告書等の発送はもとより、過年度分に滞納がある被保険者には一部の除外（公費負担医療受給者）を除き、短期被保険者証の対象とし、更新ごとに事前に納付相談の案内通知や更新のお知らせを送付し、相談回数の確保を図っています。

平成27年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署名	指摘事項	措置の内容
		また、死亡後に未納がある場合は、死亡後の手続きの際に相続人に納付のお願い等を行い、早い段階での対策を講じています。 そのほかの滞納防止対策として、納入通知書発送時には納期内納付と口座振替の案内も記載した通知文書を同封するようにしています。 そのほか滞納者への電話催告に特に力を入れ、粘り強く納付勧奨を行うことにより、効果をあげています。 これからも、高齢者に安定した医療給付を実施できるよう、公平・公正な徴収、収納率向上をめざし、引き続き未収金の解消に努めます。
都市計画住宅課	未収金の削減に、引き続き努める必要がある。	市営住宅家賃滞納事務処理要綱に基づき、督促・催告書の送付、電話催告を実施し、悪質な高額滞納者には連帯保証人への履行請求及び本人への招致通知書を送付します。 少額滞納者には、個別に生活状況の聞き取りによる納付相談を実施し滞納解消に努めます。 また、改善のみられない悪質な滞納者は弁護士へ滞納管理を委託し、法的措置を視野に入れた明け渡し請求も引き続き行っています。
介護保険課	未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。	現在行っている介護保険料未収金対策は、以下のとおりです。 1. 保険料納付相談訪問 平成19年度に、市発足後初めての本格的な全未納者への個別訪問を実施したのをかわきりに、以降、年2回（5月、11月）定期的に未納者の保険料納付相談を行っています。給付制限について説明し納付を促すとともに、経済的事情で納付困難な世帯については分納の相談に応じています。 5月については、出納閉鎖前でもあり、現年度分の未納者を中心に実施し、11月については、過年度分の未納者を中心に実施しています。 平成25年度からは、納付相談（分納約束）時に、滞納1年6ヶ月以上の者には「未納の介護保険料債務承認及び納付誓約書」を作成し、確実な納付に結びつけています。 2. 督促状・催告書の送付 督促状 各期 催告書 年1回 平成24年度から、催告書通知者全員に介護保険料納付相談と給付制限のお知らせを配布し、介護保険制度等の周知と未収金の減少につなげていきます。 3. 外出困難世帯への集金 高齢者単身世帯、歩行困難者等には、要望により定期的に集金に訪問している。また、金融機関口座からの振替を奨励し、対応しています。

平成27年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署名	指摘事項	措置の内容
		4. 要介護認定時の保険料収納状況チェック 平成22年度からは、要介護認定時に保険料の収納状況チェックをし、新たな保険証の発行時に未納分の納付書を同封、納付を促します。特に新規申請の者については、未納があれば給付制限について説明をし、規則に則り、滞納額の半額の納付プラス今後の分納の約束を必須条件としています。 給付費の増加が著しい中、財源である保険料の確保は必須の要件です。長引く景気低迷を反映して未収金は増加していますが、相互扶助の考えに基づくものであることを周知し、保険料の収納には力を注いでいるところです。 特別徴収（年金天引）から何らかの事情で普通徴収（納付書等による納付）に切り替わった人や、新規被保険者が、それと気づかず未納となっている場合が多いので、滞納常習者となる前に少額未納であっても見逃さず対応したい。 また、未納未収金等については、吉野川市全体で考え、税務課等各課と協議をし、情報の共有化、事務の効率化を図っていくよう努力していきたい。
上下水道課	下水道の接続率の向上に、さらに努力する必要がある。	次の対策を基本に、下水道の接続率の向上に努めます。 - 平成27年度においては、外部委託による下水道の供用開始区域内の未接続世帯への戸別訪問を実施しております。 - 戸別訪問事業により、未接続世帯の下水道事業への理解を深め、接続促進につなげるとともに、啓発活動にも取り組んでまいります。 - 地元工事説明会の際に下水道事業への趣旨を理解いただき、各種助成制度の周知徹底を図り、早期接続を促します。 - 広報よしのがわへの記事掲載やホームページの活用、吉野川市菊人形展などイベント開催時の啓発活動や下水道の日の街頭啓発、その他「下水道いろいろ作品展」を開催し、作品展示を通じて、多くの方に下水道の必要性や接続へのご理解をお願いし、接続率の向上及び普及促進に努めていきます。 - 今後、新たな啓発活動についても、課内で検討し、取り組んで参ります。 【最近の取り組み】 - 平成25年度～：「下水道いろいろ作品展」 - 平成25年度～：早期接続者への奨励金の増額 - 平成26年度：未接続者への接続奨励金助成 - 平成26年度～：未接続者への戸別訪問
社会福祉課	未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。	未収金（生活保護費返納金）のある世帯について、次のとおり措置を行いました。

平成27年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署名	指摘事項	措置の内容
		○生活保護受給世帯 ・居宅訪問等により、生活状況の把握や確認をするとともに納付指導を実施 ・債権管理台帳の活用による当該世帯の返納計画書の見直しと分納相談の実施 ・「収入申告書」の徴取を徹底し、必要に応じた調査や照会の実施 ○生活保護廃止世帯 ・督促状や催告書の通知状況の確認 ・転出先や生・死の状況確認と、可能な範囲内での収入や世帯状況の調査 【見解】 生活保護費の不正・不適正受給は本市だけでなく、生活保護業務を実施する大半の福祉事務所等で増加傾向にあります。（全国の不正受給件数と金額 平成25年度発生件数、約4万3千2百件、金額は約186億9千万円） 未収金の多くは、この不正・不適正受給の返納に係る未納分です。そのため、次にあげる理由により回収は大変困難となっています。 ・ 返納金は、生活保護受給中であっても差し押さえや天引きなどの方法で強制的に徴収することは法律で禁止されていることや、担当ケースワーカーは現金の取扱い資格が与えられないため、未納者には自己納付による納付指導しかできない。 ・ 不正受給の対象となる、未申告や過少申告の就労収入や遡及年金の受領等は、その翌年の課税調査で判明することが多く、返納金額の決定や納付書を作成した時点では、すでに金銭を消費していることが多い。 ・ 死亡や転出により保護廃止になった世帯の返納金は、請求先が確定できない世帯も多いことや、就労収入や社会保障費の増加により自立廃止に至った廃止世帯であっても、返納金をすぐに完納あるいは精算できるといった収入を得ている世帯はほとんどない。 この他にも回収が困難となる要因はありますが、今後未収金の回収につきましても、効率的に成果があがる方法を模索していくとともに、不正・不適正受給の未然防止に重点を置き、各担当員の日ごろのケースワークにおいて、被保護者の生活状況の把握に努め、まず不正受給となる温床を排除し、早期発見に努め不正が判明した場合は正確かつ迅速に対応することに重点をおいています。
子育て支援課	未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。	保育所使用料の納期限は月末で、毎月銀行等の口座振替で収納しています。 残高不足等で口座振替できなかった場合は、保育所を通じて納付書を保護者に送ります。それでも、未納の場合は、保育所を通じて督促状を保護者に送ります。 子どもを預かる保育士が督促状を保護者に直接手渡しすることで、収納につながる事例が多くなっています。

平成27年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署名	指摘事項	措置の内容
		滞納者については、保育所のお迎え時、電話連絡及び家庭・職場訪問などを行い、生活状況や経済状況を聞き取り、分納計画の相談等により徴収に努めています。 また、一人ひとりの未収金額が多額にならないよう、滞納者と分納誓約書を結び、子どもに対する手当（児童手当・児童扶養手当等）支給月にまとめて徴収しています。 なお、前記述による滞納対策を実施しても、保育所使用料を納付しない場合は、地方税法に基づく滞納処分の例により処理を実施しています。 今後も、引き続き滞納対策を行いながら、保育所使用料未収金の解消を図っていきます。
人権課	未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。	本件については、毎回指摘を受けており、なかなか困難な状況ではあるが、再度債務者及び貸付状況等を精査し、弁護士に相談しながら債権回収に取り組みます。 なお、債務者の貸付時点からの記録について、個々に整理作業を行っており、行方不明者等の追跡調査や相続人並びに保証人（その相続人等を含む。）の調査を現在行っています。